

会員各位

明細書発行義務化に対しての 「明細書無償交付の実実施術所に係る届出書」記載の最終のご案内

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、6月と7月の月末にお送りいたしました「明細書無償交付の実実施術所に係る届出書」のご提出について最終のご案内となります。

つきましては下記をご確認いただき、ご不明な場合はお問い合わせくださいますようお願いいたします。

■ご提出済の会員様

重複してのご案内となりますことお詫び申し上げます。

この度は届出書のご提出にご協力いただきありがとうございました。

ご記載いただいた常勤職員人数に応じて厚生局に届け出をいたします。

常勤職員人数に変更があった際は審査部までご連絡くださいますようお願いいたします。

■ご提出がまだの会員様

6月末に送付いたしました、「明細書無償交付の実実施術所に係る届出書」に必要事項をご記載の上、**次回9月レセプトご提出時に同封いただきますようお願いいたします。**

(常勤職員人数が2名以下の施術所様もご提出をお願いいたします)

紛失等により用紙がお手元がない場合は、審査部までご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、レセプト締切日の9月6日までにご提出がない場合、常勤職員人数が把握できないため、3名以上(明細書発行義務化対象)であっても届け出を行うことができませんので、ご了承ください。

厚生局への届け出は下記のように手続きいたします。

※ご回答いただいた常勤職員人数で判断いたします。

■常勤職員人数 **3名以上** → 厚生局へ届け出をする

■常勤職員人数 **2名以下** → 厚生局へ届け出をしない

※ **2名以下のご回答をいただいている施術所様の中で明細書発行義務化の届出を希望される場合**は、お手数ではございますが審査部までご連絡くださいますようお願いいたします。

制度の詳細につきましては別紙にてご確認ください。

お問い合わせ先

■メディックス計算センター 03-3255-0321

■レセプトデータセンター 03-3255-4011

『明細書発行機能のあるレセコンを使用している施術所』 かつ
『常勤職員3名以上の施術所』 が義務化対象

レセコン機能

- 明細書発行機能付きレセコンです

常勤職員 3 名以上

明細書発行義務化対象

- 明細書の都度・無償発行／厚生局への届出は**義務**
※患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも可
- 届出している施術所は明細書発行体制加算算定可能（任意）
- 明細書発行について施術所内に掲示が必要

※明細書発行体制加算とは…

届出をしている施術所が明細書発行時に1患者に対して1ヶ月1回13円を療養費として算定可能な料金

常勤職員 2 名以下

明細書発行義務化対象外

- 患者の求めに応じて明細書を発行
- 明細書の発行は有償（自費）でも可能
- 明細書の発行・費用徴収の有無・料金について施術所内に掲示が必要
- 厚生局への届出は義務でない
 - ※2名以下であっても施術所が希望する場合は届出可能
届出した場合は明細書発行体制加算の算定が可能
ただし、3名以上の義務化施術所と同じく、明細書の都度・無償発行の義務が生じる

常勤職員の基準

- 週4～5日、40時間の勤務者
※柔道整復師に限らず、あはき師、事務職員等も含む